

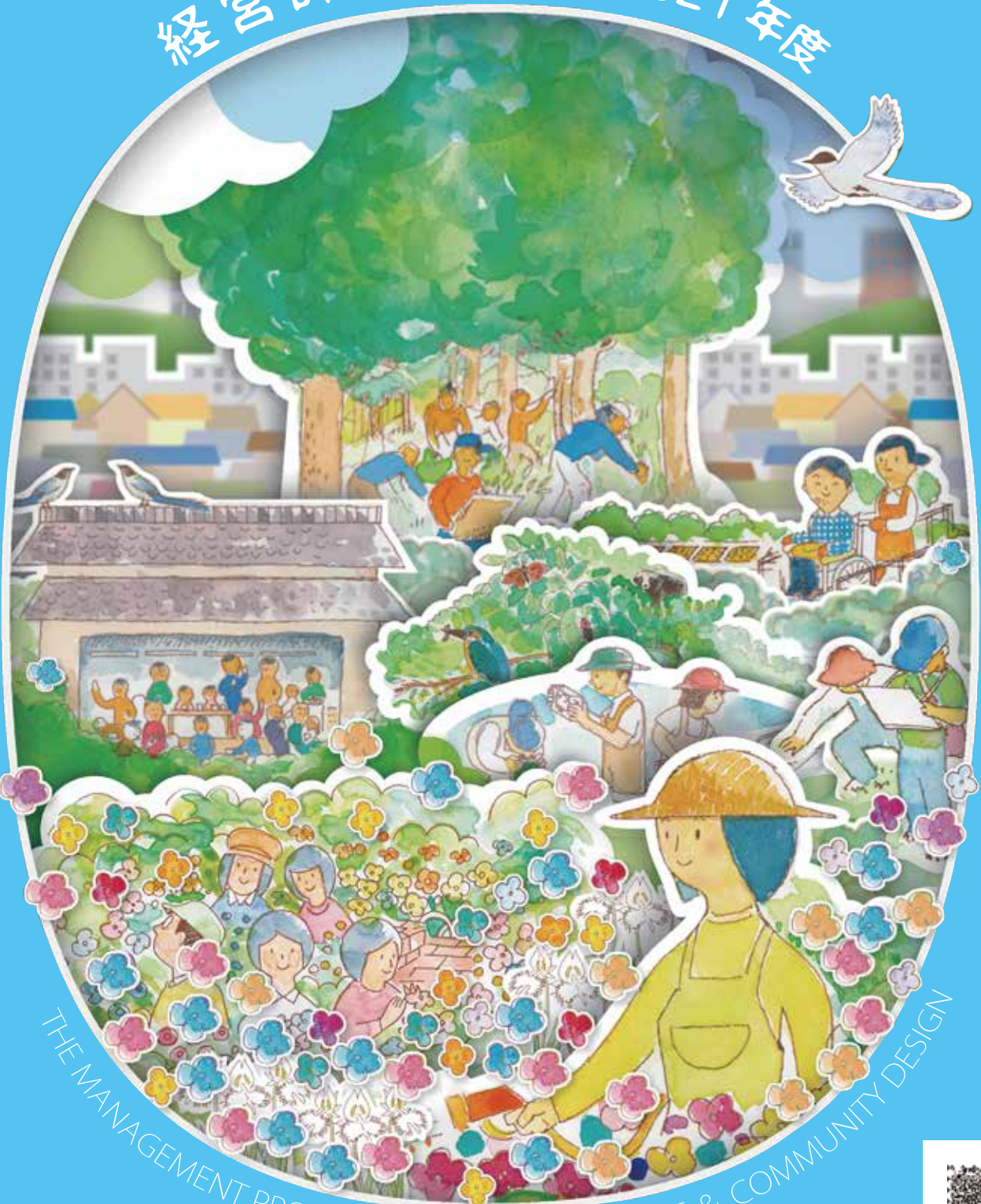
つなげよう **ひと**・まち・自然

一般財団法人

世田谷トラストまちづくり



経営計画 2018~2021年度



THE MANAGEMENT PROGRAM OF SETAGAYA TRUST & COMMUNITY DESIGN



I 計画策定にあたって	01
II トラストまちづくりの歩み	02
III 経営理念と経営方針	04
IV 財団運営の視点	05
V 重点プロジェクト	06
VI 事業計画	10
VII 財政計画・人員計画の考え方	12
VIII 財団の概要（参考資料）	13



現在我が国は、人口減少や少子超高齢化が加速化しており、厳しい財政状況、地域経済の疲弊、医療・介護問題など多くの課題を抱えています。加えて、地域社会の諸課題の多様化・複雑化により行政中心の取り組みだけでは対応が難しくなっています。

これらの課題解決に向け、個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、地域の多様な主体が有機的に繋がり地域をともにつくっていく、地域共生社会づくりが求められています。

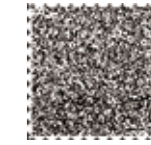
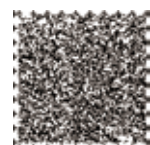
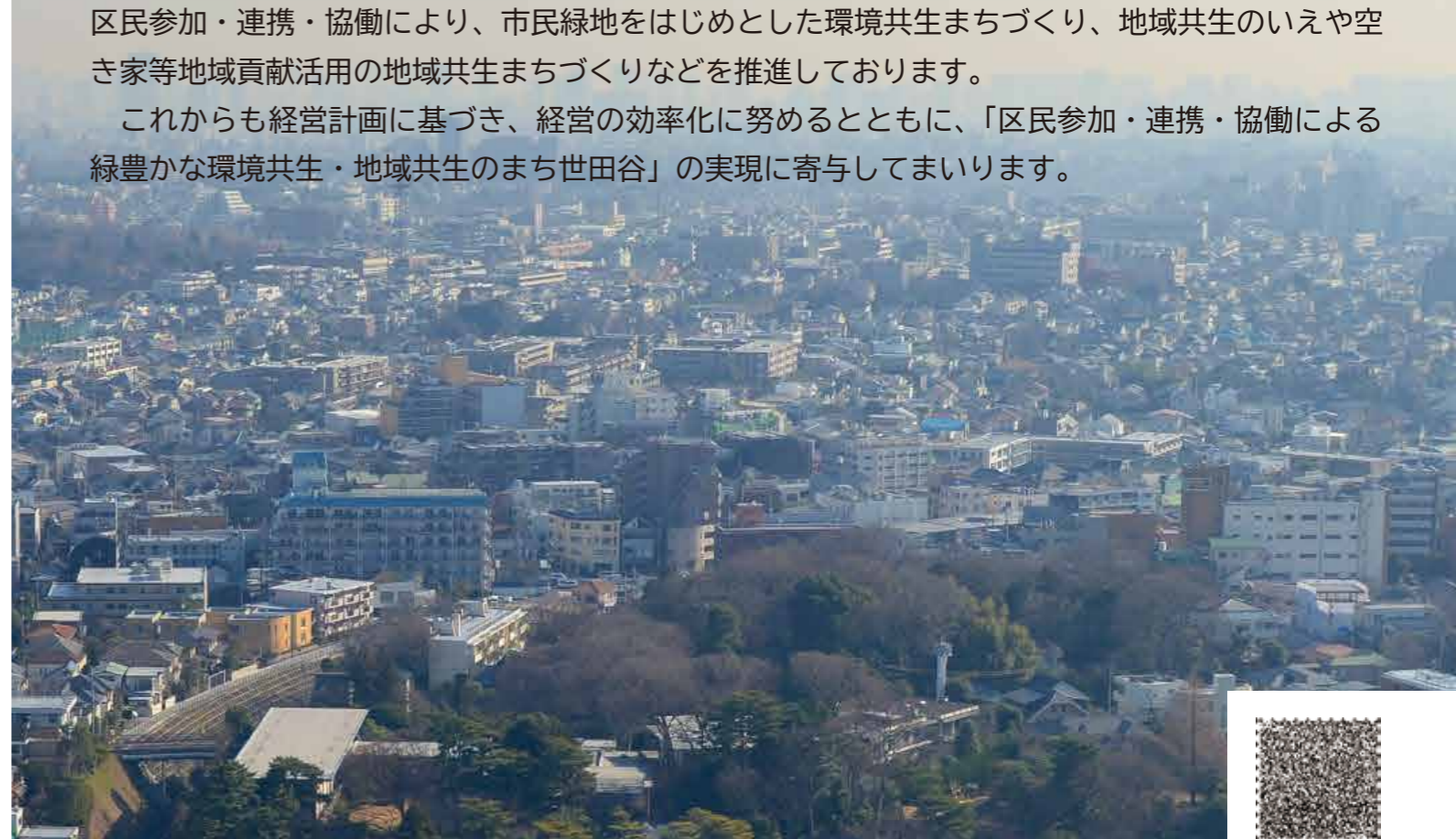
一方、世田谷区の総人口は、一貫して増加傾向が続き、2042年には108万人を超え、2017年と比較して約19万人の増加となると推計されています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、世田谷区の馬事公苑で馬術競技が開催されることから、会場周辺はもとより、区内全体の魅力向上が求められています。

世田谷区においても、基本構想のビジョンとして、「個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする」を掲げ、基本計画、実現の方策で「まちづくりへの主体的な参加を基本に、参加・協働・ネットワーク・情報公開を進め、区民参加を推進する」としています。

一般財団法人世田谷トラスまちづくりは、これまで区民主体による良好な環境形成、参加・連携・協働の住まいづくり、まちづくりの推進・支援に取り組み、区民一人ひとりが自分のまちに誇りと愛着をもち、安らぎと魅力を実感できるみどり豊かな住宅都市の実現に寄与してまいりました。

当財団は、トラスト運動や区民主体のまちづくりの支援などを通じて培ってきた専門性やネットワーク、コーディネート力を活かし、緑地保全や、多様な住まいづくり・まちづくりを推進するため、区民参加・連携・協働により、市民緑地をはじめとした環境共生まちづくり、地域共生のいえや空き家等地域貢献活用の地域共生まちづくりなどを推進しております。

これからも経営計画に基づき、経営の効率化に努めるとともに、「区民参加・連携・協働による緑豊かな環境共生・地域共生のまち世田谷」の実現に寄与してまいります。



財団法人世田谷区都市整備公社と世田谷まちづくりセンター

財団の前身の一つである財団法人世田谷区都市整備公社は、世田谷区初の基本構想（昭和53年議決）、基本計画（昭和54年策定）により、急速な都市化の進展による都市問題の改善をめざして、良好な居住環境と都市基盤の整備を推進するため、昭和55年に設立されました。

当時区は、北沢・太子堂の防災まちづくり、土地区画整理、そして三軒茶屋などの拠点整備に着手するとともに、協議会による防災まちづくりや昭和57年の街づくり条例の制定などに取り組み、世田谷方式のまちづくりが全国的に注目されました。

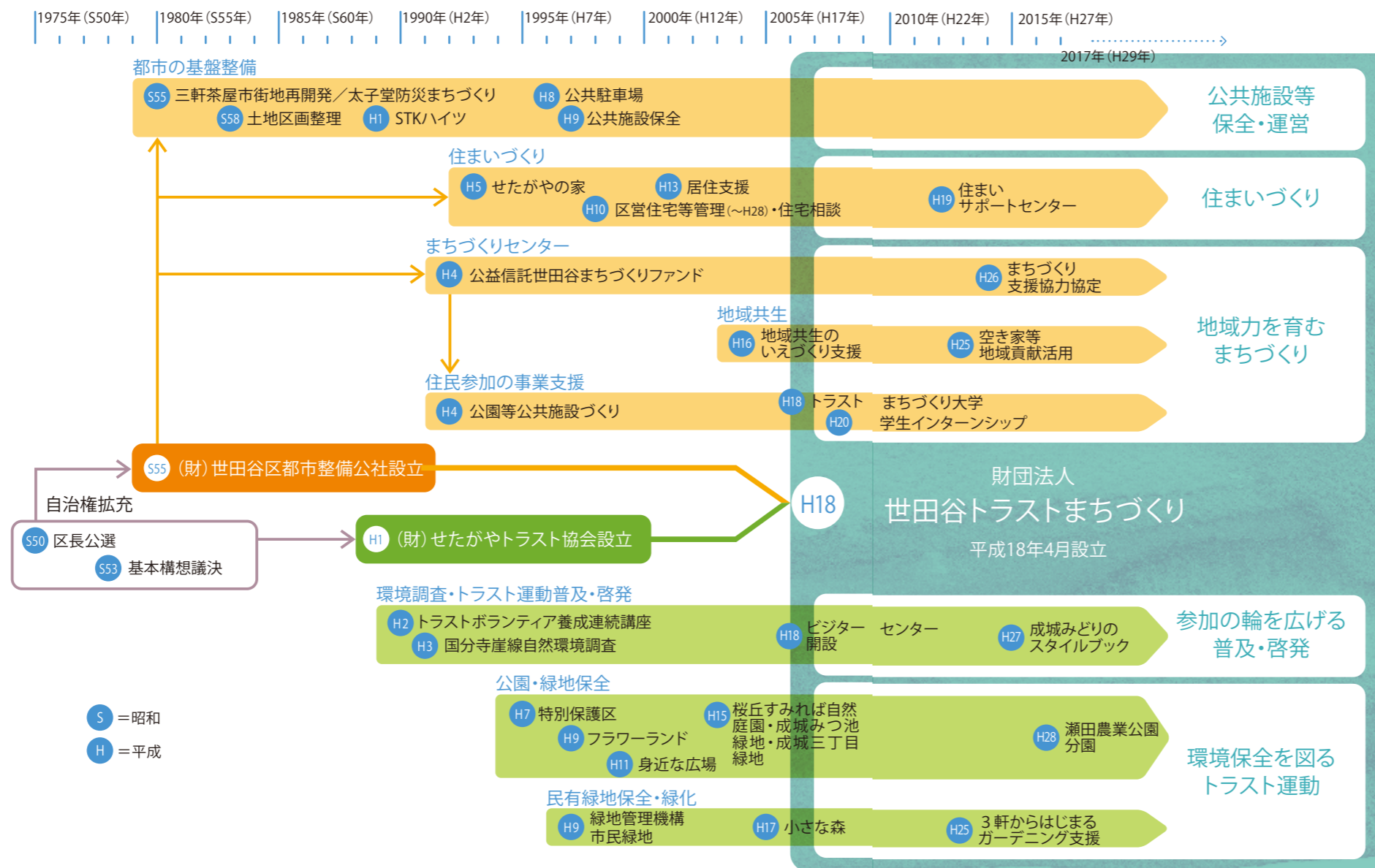
平成4年には、昭和62年の世田谷区基本計画に基づき、区民主体のまちづくりを促進する「世田谷まちづくりセンター」と「公益信託世田谷まちづくりファンド」を全国に先駆け設置するとともに、区からの要請により、急激な地価高騰による住宅問題を改善するため、高齢者・中堅ファミリー層のための「せたがやの家事業」を開始しました。

財団法人せたがやトラスト協会

財団法人せたがやトラスト協会は、都市化の進展に加え、急激な地価高騰による自然環境の悪化が進む中で、世田谷の自然環境や歴史的文化的環境を区民共有の宝物として次代に引き継ぐ都市型トラスト運動の先駆けとして、平成元年に設立されました。

国分寺崖線の自然環境調査、観察会や保全活動を通じたボランティアの育成・支援を進め、区民自らが身近なみどりの保全を広めてきたことも、都市型のトラスト運動として注目されてきました。

さらに、平成6年の世田谷区基本構想や平成7年の基本計画の策定、平成7年の都市緑地保全法の改正などを踏まえ、平成9年に全国初の緑地管理機構（現在のみどり法人）の指定を受け、市民緑地の管理や成城みつ池等の特別保護区や緑地・広場等の管理運営など、トラスト運動の拡大に取り組んできました。



一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

財団法人世田谷トラストまちづくりは、世田谷区都市整備公社とせたがやトラスト協会が培ってきた、みどりや住まい等のまちづくりの専門性を統合し、今までに蓄積されたトラスト運動やまちづくり住民ネットワークを継承発展させて、区民主体による良好な住環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進するため、平成18年4月に設立されました。平成25年4月には、公益法人制度改革に伴い一般財団法人に移行しました。

※平成25年4月、一般財団法人に移行

1. 経営理念

みどり、住まい・まちづくりのプロフェッショナルとして、環境共生・地域共生のまちづくり、活力あるコミュニティ形成に寄与します。

2. 経営方針

(1) 財団スキルを活かした共生のまちづくりを推進します。

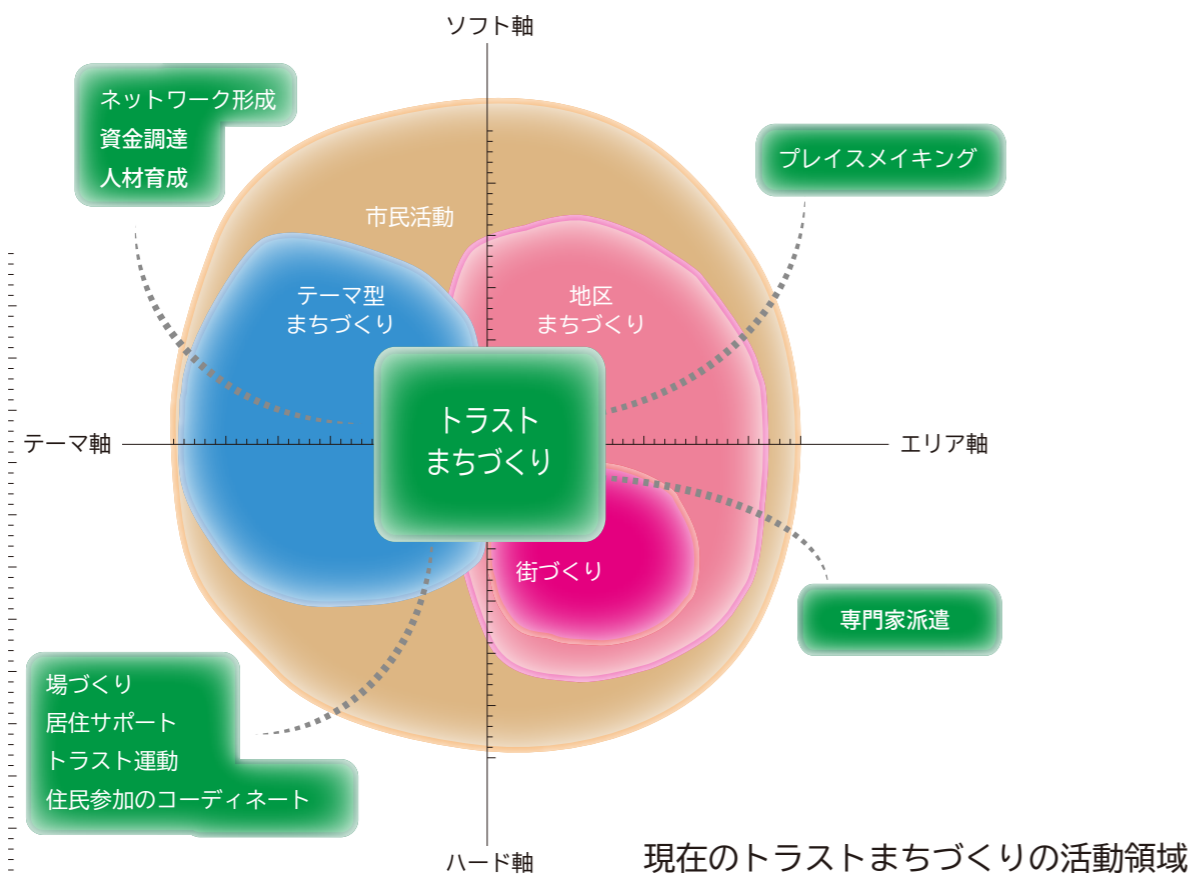
- 地域のパートナーとして、参加・連携・協働による地域共生のまちづくりを推進します。
- 風土、環境、歴史文化を守り・育む環境共生のまちづくりを推進します。
- 安全・安心な住まいの提供と多様な共生の住まいづくり・まちづくりを推進します。

(2) 財団の人材を育み・活用します。

- 専門性を活かした創造性や提案力を発揮し、質の高いサービスを提供します。
- 働きやすい職場づくりを進め、区民の信頼に応える人材を育成します。

(3) 財団経営力及び施策推進力を強化します。

- 経営計画に基づき事業を推進するとともに、PDCA サイクルによるスパイラルアップを図ります。
- 新たな事業実施手法の開発及び区民・地域・企業・団体等との連携を強化します。
- 経営基盤となる新規事業の開拓・拡充に取り組みます。



多様化・複雑化する都市環境の課題に、参加・連携・協働のまちづくりの視点から、解決に向け取り組んでいきます。

従来の発想や枠組みにとらわれない、分野横断的な視点から、財団が有する情報、活動拠点、ネットワーク、ノウハウなどを有機的に結び付け、地域の多様な主体の参加・協働による取り組みにより、課題解決を目指します。

1. 点から線へ、線から面へと広げるトラスト運動へ

特別保護区や緑地、市民緑地、小さな森など、みどりの拠点が集中するエリアについては、トラストボランティア団体とともに、町会や商店会等の地域団体、NPO、学校、行政などの参加・協働を得て、地域ぐるみでトラスト運動を推進していきます。

2. 地域共生のいえから地域共生のまちへ

「地域共生のいえ」、世田谷まちづくりファンドによる「まちを元気にする拠点」、「空き家等地域貢献活用事業の拠点」など、市民のまちづくり拠点が増えてきており、これらが地域の核となって地域まちづくりのネットワークが誕生してきています。こうした地域の拠点・人・活動を双方向につなげ広げる地域共生のまちづくりをプロデュースしていきます。

3. 多様な住まい・住まいづくりのコーディネートへ

住まいのサポートセンターと住まいづくり総合相談機能を拡充していくとともに、住まいづくりのコーディネーター機能の拡充を図りながら、超少子高齢社会に向けたグループリビング、ルームシェア、コレクティブハウスなど多様な住まい方や住環境づくりをサポートしていきます。

4. 多様な事業主体と連携した研究・開発・実験プロジェクトによる先駆的な取組へ

これまで培ってきた住民主体のまちづくり、パートナーシップ型まちづくりのノウハウやネットワークを活かすとともに、区民・企業・大学・行政等との連携・協働による地域まちづくり研究・開発や実験プロジェクト、人材育成・交流に取り組んでいきます。



4. 自宅や空き家等地域貢献活用によるまちづくり

地域内のコミュニティを育み共助の取り組みを拡大して、子どもや高齢者、障害者等、ユニバーサルデザインの視点から、地域の誰もがいきいきと住み続けられる共生のまちづくりを推進します。そのために、自宅や空き家等を活かした「地域共生のいえ」などの地域貢献活用のための場づくりを促進し、区内に連携の輪を広げていきます。

- 「地域共生のいえ」づくり支援
- 空き家等の地域貢献活用促進

「地域共生のいえ」の目的

私有の建物を活用

地域共生のいえ

- 子どもたちの居場所にする
- 子育てを支援する
- 高齢者や身障者の暮らしを支える
- 地域のまちづくりを啓発・支援する
- 地域の人々の交流を広げる



1952年頃の岡さんの家

「地域共生のまち」

子どもから高齢者まで誰もがいきいきと安心して住み続けられるまち



「岡さんのいえ TOMO」の活動風景



現在の「岡さんのいえ TOMO」

5. 世田谷のトラストまちづくり運動の普及・啓発の推進

都市型のトラスト運動として全国に先駆けてスタートした「世田谷のトラスト運動」を大きく支える役割を果たすトラスト会員制度に、市民まちづくり活動支援機能を付加した新たな基金を創設を目指します。あわせて、財団の広報・情報発信事業については多様な発信媒体を調査研究し、効率的運用を図ります。

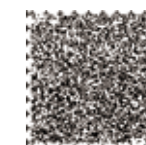
- 新たな基金設立のための調査・研究
- 広報・情報発信事業：多様な発信媒体の効率的運用（SNS・HP等）

6. 生物多様性の視点に基づく環境共生のまちづくりの推進

区内の民有地、公園等において、地域団体等をはじめ、様々な分野の専門家とも連携しながら、生物多様性の視点に基づく、まちにひらかれた環境共生空間づくりなどを推進することにより、「環境共生のまち」の実現を目指します。

- 地域の人々や多様な分野の専門家等との連携と協力による生物多様性空間の創出
- 国分寺崖線における水とみどりの保全の取り組み

生物多様性の保全に向けた取り組み（生きものつながる世田谷プラン）



目標

ひと

居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成

まち

安全に安心していきいきと住み続けられる共生のまちの創出

自然

自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現

計画事業

1 環境保全を図るトラスト運動事業

区内に残る樹林地や河川・湧水などの自然環境や、世田谷の昔を伝える歴史的・文化的環境などをかけがえのない地域の宝物として守り育み、みどり豊かなまちを次世代に引き継いでいく活動に、多くの区民が主体的に参加できる体制をつくり推進する。またトラスト運動の一層の拡大に向け、区の「みどり33」の取り組みと連携し、市民緑地の保全活用や区民活動の取り組みを拡充する。

2 地域力を育むまちづくり推進事業

財団に蓄積されてきたまちづくり活動団体や専門家とのネットワーク、及び財団内で培ってきたワークショップ運営等に関する専門知識や手法等を活かし、活動団体相互の連携や、区民参加を推進して、住民主体によるまちづくり活動のより一層の展開を図るとともに、地域力の向上を図る。そのために、活動団体の事業企画力や経営基盤強化を支える「まちづくり活動支援プラットフォーム」の強化を目指す。

3 参加の輪を広げる普及啓発事業

体験活動や講座の開催、他団体との協力・連携や活動拠点の運営、広報、情報発信などを通して、環境共生・地域共生のまちづくりへの関心を高め、活動に参加する住民層を広げる。また、地域の自然や歴史的・文化的環境など街の多様な空間を地域の知恵と力で様々な活用に、まちの魅力を高めていく。

4 安心して住み続けられる住まいづくり事業

住まいに関する困りごとの無料相談や高齢者、障害者、ひとり親家庭の方を対象とした空室情報の無料提供、金銭保証制度の紹介を住宅や福祉などの関連する行政分野・NPO・事業者と引き続き協働・連携し、実施する。また、住まいに関する区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を集め、総合的に案内する。加えて多様な住まい方を支援し、誰もが住み続けられる「安心と支えあいを実感できる質の高い住まい・まちづくり」の実現に貢献する。

5 安全で安心できる公共施設の維持保全事業

区民の誰もが身近な公共施設を安全に安心して利用できるよう、区内中小企業者に対して、工品質確保を高めるための講習会等を実施するとともに、施設の緊急かつ軽易な修繕工事およびバリアフリー改修工事を実施する。

6 まちづくりに関連した駐車場等の管理運営事業等
財団の自立的経営の確立に向けて、自主財源の確保を図る

構成事業

- 民有地のみどり保全事業
- 民有地の緑化推進事業
- 自然環境の保全再生事業
- 歴史的・文化的環境の保全活用事業
- 賛助会員の拡大

- 地域共生のいえづくり支援事業
- 空き家等地域貢献活用支援事業
- 区民主体のまちづくり活動支援促進事業
- 住民参加の企画運営協力事業
- 環境学習・人材育成事業
- プレイスメイキング事業
- ビジターセンターの運営事業
- 広報・情報発信事業
- 企業・他団体等との連携・協力事業

- 住まいサポートセンター運営事業
- せたがやの家運営事業
- 空き家の地域貢献活用等、多様な住まい方支援

- 区内中小企業者の育成事業
- 公共施設の維持保全事業

- 駐車場事業
- STKハイツの管理運営事業
- 啓発グッズ等の販売事業



こもれびの庭市民緑地の管理作業



成城みつ池体験教室



3軒からはじまるガーデニング支援制度



歴史的・文化的環境の保全活用事業



空き家等地域貢献活用支援事業



区民主体のまちづくり活動促進事業



区内中小企業者の育成事業



企業・他団体等との連携・協力事業



環境学習・人材育成事業

財政計画の考え方

1 財団の自立的経営の確立に向けた経営基盤の強化のために、区からの収入比率を改善し、財団の自主・自立化を推進します。

2 具体的な取り組み

(1) 財政基盤の強化

厳しい財政状況のなか、常に、収益のさらなる確保と事業手法等の見直しを行い、サービスの向上とコスト削減を図ります。

(2) 多様な財源の確保及び企業等との連携による事業展開

国等の助成制度の活用及びトラスト会員等の寄附の獲得に力を入れるとともに、企業等との連携方策等を検討し、新たな事業を展開します。

(3) 継続的な事務改善

事務事業の見直し及び改善により事業効果を高め、事業執行・事務処理の効率化及びコスト管理の徹底を図ります。

人員計画の考え方

1 人員計画の考え方

(1) 国の労働制度改正に基づく財団諸規程の見直し

国の進める働き方改革に基づき、同一労働同一賃金のガイドラインやパート労働者のための労働契約法の改正等を踏まえ、財団の就業規則等を見直しを進めます。

(2) 執行体制の整備

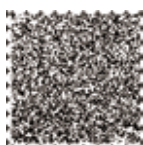
事業の再編に合わせて、各事業の事務量と課題に応じた職員の再配置を行うとともに、相互に連携し、支援・協力できる組織体制を整備します。

- ①事務事業の優先度や規模、進捗状況等に応じた必要な人員の機能的配置と将来を見通した人員体制の整備
- ②課、係を超えた業務協力ができる組織体制の整備
- ③職員の専門性を生かした人材活用

(3) 人材の育成

すべての職員が専門性とバランス感覚を有し、区民の信頼に応えられるように、人材育成に取り組めます。

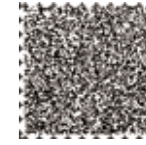
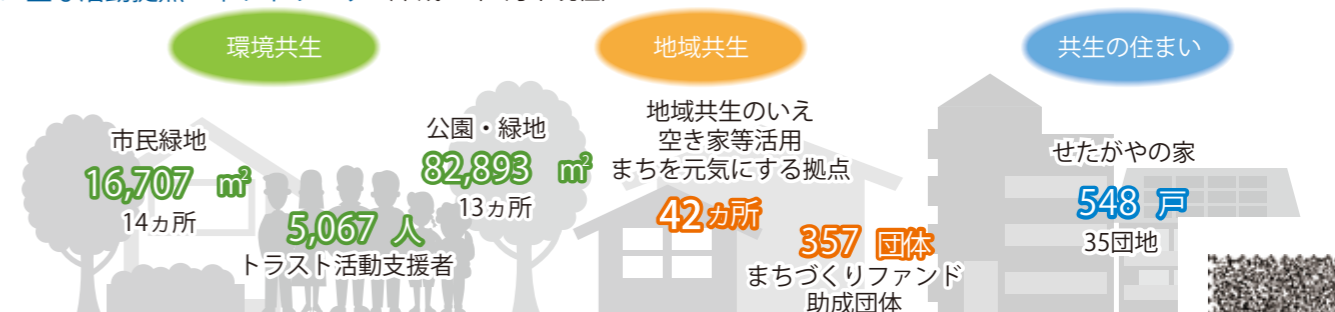
- ①専門技術の継承と職員育成
- ②研修制度の充実
- ③他団体、他機関との連携・協働による専門能力の向上



一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
SETAGAYA TRUST & COMMUNITY DESIGN

- 1. 名称 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- 2. 設立年月日 平成18年4月1日（平成25年4月1日 一般財団法人へ移行）
昭和55年（財）世田谷区都市整備公社設立 平成元年（財）せたがやトラスト協会設立
平成18年3月31日 両財団が解散 4月1日 両財団が統合
- 3. 設立目的 定款（目的）第3条
この法人は、世田谷区において、区民主体による良好な環境形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与することを目的とする。
- 4. 事業内容 定款（事業）第4条
この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 環境保全を図るトラスト運動事業
(2) 地域力を育むまちづくり推進事業
(3) 参加の輪を広げる普及啓発事業
(4) 安心して住み続けられる住まいづくり事業
(5) 安全で安心できる公共施設の維持保全事業
(6) まちづくりに関連した駐車場等の管理運営事業
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 5. 基本財産 5億円（世田谷区全額出捐）
- 6. 事業等会計

継続事業	継続1事業	環境共生・地域共生まちづくりの推進に関する事業
	継続2事業	安心して住み続けられる住まいづくり事業
	その他事業	安全で安心できる公共施設の維持保全事業
	その他1事業	駐車場の管理運営事業
	その他2事業	STK/ハイツの管理運営事業
法人会計	その他3事業	啓発グッズ等の販売事業
	その他4事業	安全に利用できる交通機関の施設整備事業
	その他5事業	法人管理費
- 7. 予算 1,923,523千円（平成29年度経常費用）
- 8. 主な活動拠点・ネットワーク（平成29年3月末現在）





一般財団法人世田谷トラストまちづくり
財団事務所／住まいサポートセンター

〒155-0031 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール

☎03-6407-3300(代表)

FAX03-6407-3319

開所時間：午前8時30分～午後5時15分

休 所 日：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

URL www.setagayatm.or.jp

【アクセス】

- ▶井の頭線・小田急線「下北沢」駅 徒歩5分
- ▶小田急バス(下61)「北沢タウンホール」



世田谷トラストまちづくり ビジターセンター

〒157-0066 世田谷区成城4-29-1

☎03-3789-6111

開館時間：午前9時～午後5時

休 館 日：月・火曜日(月・火曜が祝祭日の場合は開館し次の平日が休館)、年末年始(12月29日～1月3日)

【アクセス】

- ▶小田急線「喜多見」駅 徒歩13分または「成城学園前」駅西口 徒歩17分
- ▶小田急バス(喜多見駅～狛江ハイタウン折返場)または京王バス(つづきヶ丘駅南口～狛江ハイタウン折返場)「狛江ハイタウン折返場」徒歩3分
- ▶小田急バス(二子玉川駅～調布駅南口)または(渋谷駅～調布駅南口)「喜多見駅入口」徒歩13分



フラワーランド(区立瀬田農業公園)

〒158-0095 世田谷区瀬田5-30-1 (分園：体験農園) 瀬田5-11

☎03-3707-7881

開園時間：午前8時30分～午後6時(10月～3月は午後5時)

(分園) 午前9時～午後5時(10月～3月は午後4時)

休 園 日：年末年始(12月29日～1月3日)

【アクセス】

- ▶田園都市線「用賀」駅南口 徒歩15分
- ▶東急バス(成城学園前駅～都立大学駅北口)「岡本1丁目」徒歩7分、または(千歳船橋～田園調布駅)「玉川病院入口」徒歩7分



一般財団法人世田谷トラストまちづくり
SETAGAYA TRUST & COMMUNITY DESIGN



【財団ホームページ】
世田谷トラストまちづくり
<http://www.setagayatm.or.jp/>



【フェイスブック】世田谷トラストまちづくり
<https://www.facebook.com/tm.toramachi>

【ツイッター】世田谷トラストまちづくり
https://twitter.com/setagaya_tm

